

平成29年度の健診希望調査を行います

各行政区の健康推進員を通じて2月中旬ごろに各家庭に希望調査票を配布いたしますので、受診を希望される人は、3月3日（金）までに健康推進員へ必ずご提出ください。

<健診実施予定一覧>

健診の種類		健診内容	自己負担額	実施時期
集団健診	セット健診	特定健診・後期健診	2,500円	5月中旬
	選択健診 （希望するものを選択して受診）	肺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 腹部エコー検査 骨粗しょう症、子宮頸がん、乳がん（女性のみ）	選択内容により異なります。※	5月下旬
	町立病院健診	特定健診・後期健診 肺がん検診	800円	6月上旬
個別健診	医療機関健診	特定健診・後期健診	800円	6月～9月

※詳細は、2月中旬に配布する希望調査をご覧ください。

●国保人間ドック費用助成について

和水町国民健康保険では人間ドック費用の助成を行っています。（健診希望調査時にお申込みください。）

<対象者>（詳細は2月中旬に配布する希望調査票をご覧ください。）

- ①国保有資格者で国保税の滞納がない世帯に属しているもの
- ②平成28年度に人間ドックの助成を受けていないもので、平成28年度特定健診などを受診していること。なお、自費で人間ドックなどを受けられた人は結果をご提出いただくことで、特定健診を受診したとみなすことができます。

問い合わせ先	本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
	本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724
	総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111（内線763）

平成29年度 和水町中央公民館の管理人を募集します

公民館の開館、閉館、館内清掃、利用・予約の管理及び備品の貸出しなどの業務を行っていただく管理人を募集します。

募 集 人 員 1人

勤 務 期 間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

勤務形態・時間 管理人2人による日替わり交代制
平 日……午後5時～10時
土日祝日……午前9時～午後10時

応 募 条 件 和水町内に住んでいる人

応 募 期 間 2月1日（水）～15日（水）

応 募 方 法 市販の履歴書に必要事項を記入のうえ、中央公民館へ提出してください。

面接の日程・場所 2月下旬に中央公民館で行う予定です。

問い合わせ先	中央公民館内 社会教育課 社会教育係 ☎0968・86・2022
--------	----------------------------------



軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が延長されます



平成28年度に実施されたグリーン化特例（軽課）について、特例措置が1年間延長されました。

これにより、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規登録した四輪以上及び三輪の軽自動車、以下の基準を満たした車両には平成29年度のみ税率を軽減するグリーン化特例（軽課）が適用されます。

※グリーン化特例とは、燃費性能等に優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置。

●軽自動車税のグリーン化特例（軽課）●

車種区分			標準課税	グリーン化特例（軽課）適用税率		
			平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両	（ア）概ね75%軽減	（イ）概ね50%軽減	（ウ）概ね25%軽減
四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

（ア）電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%削減）

（イ）乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃料基準+35%達成車

（ウ）乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃料基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃料基準+15%達成車

※（イ）、（ウ）については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※平成28年度の軽自動車税にて、グリーン化特例（軽課）を適用した車両については、平成29年度の税額は標準課税で課税されます。

※自動車検査証に記載されている初度検査年月により、異なる税率となります。なお、平成29年度は、初度検査年月が「平成16年3月」以前の車両が重課税率の対象です。

問い合わせ先	本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
	総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）